

本学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の強化について

セクハラ・性暴力等は、被害者の尊厳や権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心理的外傷や重大な影響

→ **断じて許されない**

性犯罪・性暴力への厳正な対処や被害防止の徹底に対する社会的要請の高まり

- 刑法の改正による「不同意性交等」「不同意わいせつ」罪の新設（令和5年7月施行）
- 新法による「性的姿態の撮影行為、その画像等の提供行為に係る罪」等の新設（令和5年7月等施行）
- 「教育職員による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」の施行（令和4年4月）

等の国レベルでの対策の強化

→文科省通知による大学での取組強化の要請（5年9月）

本学における主な取組強化策

- 性暴力等とセクハラとの定義を分離・明確化
 - 従来のセクハラとの定義があいまいで性暴力や犯罪に当たる行為も含んでいたため、セクハラの名の下に行為の重大性が見過ごされていた可能性
- 性暴力等及びセクハラに係る懲戒基準を行為の態様に合わせて厳罰化
- 性暴力等に係る通報・相談窓口の設置・強化
- 通報・相談により性暴力等に係る犯罪行為を認知した時は警察へ通報することを明文化
- 被害者の同意があれば、懲戒を受けた者の氏名を公表することを原則とする
- 採用時におけるセクハラ等による処分歴等の確認
 - 上記に必要な規程の制定・改正等
- 上記内容の周知を含む、性暴力等の防止に向けた研修等の取組の強化
- 関係機関等との連携の強化

「性暴力等」とは (本学における定義。主なもの)
※児童生徒性暴力等防止法における定義等を踏まえ作成

- 「不同意性交等」「不同意わいせつ」の罪に該当する行為
 - アルコールの影響、不意打ち、フリーズ状態
 - 教育上、職務上の地位や人間関係の優位性を背景 等
 - ➔ 同意しない意思を表明等することが困難な場合「不同意」に当たる
- (「不同意わいせつ」以外の) 人の性的な部位その他身体の一部に触れること等により、他人を著しく羞恥させ、又は不快・不安を覚えさせる行為
 - 衣服の上からであっても該当
 - 教育上・職務上の地位や人間関係の優位性を背景とする等、態様によっては、本規定に示すような行為でも「不同意わいせつ」となり得る
- 「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」等に該当する行為
- 「児童生徒性暴力等」に該当する行為
 - 18歳未満の者に対して性交等を行うこと、わいせつ行為を行うこと 等
 - 同意の有無を問わない。
- 「公然わいせつ」「わいせつ物頒布等」に該当する行為、盗撮(準備行為含む)、迷惑行為防止条例違反行為等

「セクシュアルハラスメント」とは (本学における定義)

- 左に掲げる性暴力等以外の、構成員等を羞恥させたり、不快・不安にさせる性的な言動又は性別・性自認に関する差別的言動
- 上記の行為又は性暴力等に起因して、構成員の修学上、研究上もしくは就業上の環境を害したり、構成員が不利益を受ける行為

性暴力等に関する通報・相談窓口

【通報】
総務企画部法務・コンプライアンス対策室
【相談】
ハラスメント等相談室

<懲戒の厳罰化> (処分の基準例)

- ◆ 「性暴力等」については停職以上 (「不同意性交等」「不同意わいせつ」の罪に該当する行為は懲戒解雇)
- ◆ 性暴力等以外の「セクハラ」については減給以上